

鳥取県訓令第5号

鳥取県情報システム事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県情報システム事務処理規程の一部を改正する訓令

鳥取県情報システム事務処理規程（昭和58年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（予算要求前協議）</p> <p>第4条 所属長は、新たにシステム整備等をしようとする場合において予算措置を伴うときは、あらかじめ<u>IT統括監（企画部に所属する情報技術に関する統括事務を行う者をいう。以下同じ。）</u>に協議しなければならない。既に設置している情報システムを廃止し、又はその全部若しくは一部を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>（予算要求前協議）</p> <p>第4条 所属長は、新たにシステム整備等をしようとする場合において予算措置を伴うときは、あらかじめ<u>企画部参事監（情報技術に関する統括事務を行う者に限る。以下「IT統括監」という。）</u>に協議しなければならない。既に設置している情報システムを廃止し、又はその全部若しくは一部を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。